

監査公表第 8号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年9月30日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 澤 田 恵 子

監査結果の措置対象

鳳来総合支所 地域課

監査結果報告年月日

令和3年6月28日

監査結果に対する措置通知年月日

令和3年9月27日

講じた措置等の内容

《意見1》

貸付財産に関する調書において、契約期間等の貸与状況の見直しを図られたい。また公有財産に関する調書においても、台帳の整理を行い不明点等について備考欄を上手く活用し、誰が見ても理解できるような資料作りに努められたい。

《検討状況》

行政区の活動に利用するなどの目的のため、無償で貸し付けている財産については、当初の目的や契約内容からの逸脱が生じていないかなど定期的に貸与状況を確認します。また、契約期間等については法に照らし適切であるか確認し、不適切な場合は契約を変更するものとします。

公有財産に関する調書については、旧鳳来町から引継ぎされている資料も含めて、調書の整理に努めます。不明な点は、備考欄に資料確認日や内容等を記載し、誰が見ても状況が確認できるような資料作りに努めます。

《意見2》

内部統制に基づく業務手順書の作成については細かい部分まで作成されているが、さらに業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに見直されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。

《措置内容》

業務手順書については、業務上のリスクの洗い出しを行い、その対応について記載するように努めます。

また、一年に一回は見直しを行い、作成日、更新日、更新内容等について記載し、次回

の見直し時に経緯がわかるようにします。

《意見3》

大災害が発生した場合に、事業の継続・早期復旧を図ることができるよう、平常時から緊急時における事業継続のための方法・手段を検討されたい。

《検討状況》

大災害発生時は、新城市災害対策実施要綱に基づき、鳳来総合支所は鳳来連絡所として災害対策本部の一組織として位置づけられるほか、新城市業務継続計画に基づく非常時優先業務の遂行も求められます。

このため、災害発生時の対応についての手順や優先順位等を定めるなどして体制づくりに努めます。